

評価小分科会における審議事項等

学術の大型研究計画検討分科会

○評価小分科会の行う事項

学術の大型研究計画検討分科会にて決定した「学術大型研究計画策定における審査・評価プロセス」に基づき審査を行い、審査結果を本分科会に提出する。

○ステップ

本
日
会
議
に
て
実
施

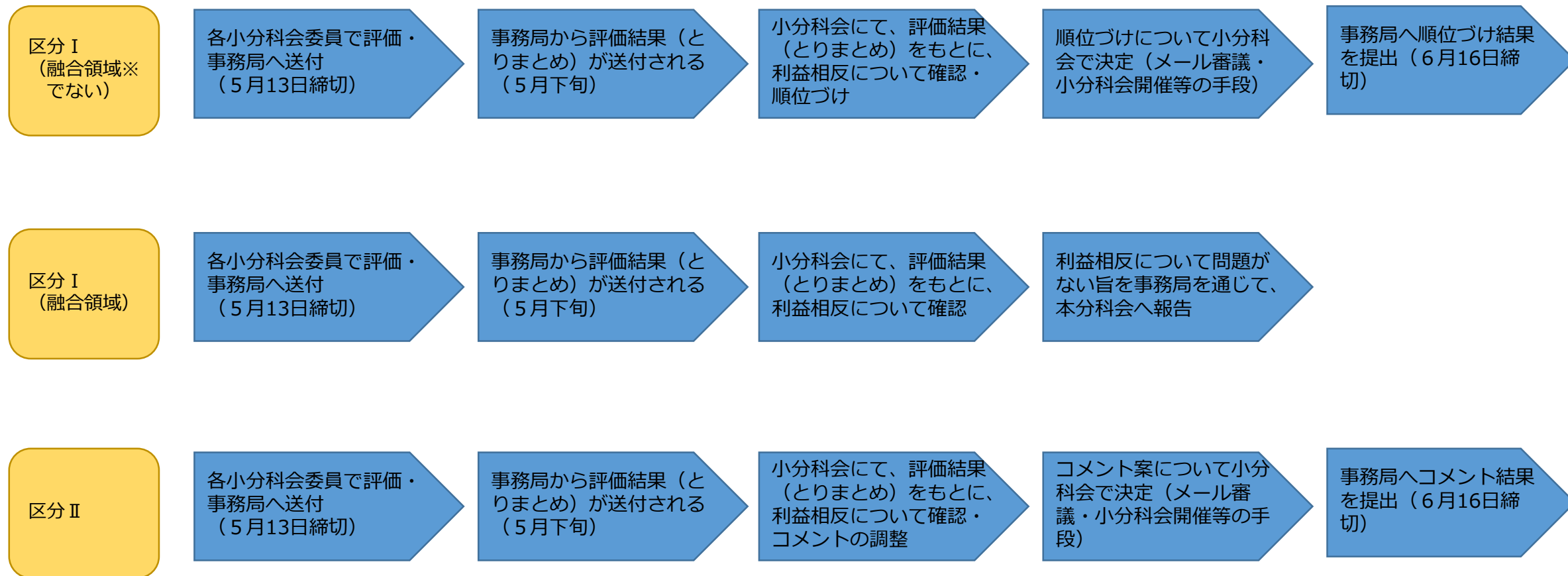
1. 評価小分科会を開催し、委員長を選出する。
※委員長は重点大型研究計画の審査を行う「審査小委員会」委員も原則として務めることとする。なお、計画の提案者は、審査小委員会委員（＝評価小分科会委員長）になることはできない。
 2. 利益相反の考え方、審査方法について、小分科会にて確認する。
※本分科会委員（小分科会に1名は所属）は、必要に応じ、上記についての説明を行う。
 3. 「副」分野を指定している提案について、「副」分野での評価を希望するか審議・決定。（希望の場合は「副」分野での評価結果を8で参考にできる）
 4. 各小分科会委員個人にて、評価用紙を記入→事務局に送付（5/13㍻切）。
 - （5. 事務局にて、各小分科会委員の評価結果を集計。）
 - （6. 事務局より、各小分科会委員に、4. の集計結果を送付。）
 7. 小分科会は、各提案について審査を行った者の審査への参画について、利益相反の点から問題がないことを小分科会にて確認。
 8. 当該分野（部）の応募提案（区分Ⅰ・学術研究領域で融合領域（コード32-1、33-1、34-1）を選択した提案を除く）の順位づけ及び応募提案（区分Ⅱ）のコメント案のとりまとめを行い、小分科会にて審議・決定する。
 9. 評価小分科会は、当該分野（部）の評価結果を本分科会に報告する（事務局へ提出）。（6/16㍻切）
- ※なお、小分科会委員のうち、学術の大型研究計画検討分科会の委員を兼ねる委員については、評価小分科会における評価には参画しない。

本
日
会
議
に
て
方
法
を
確
認

（8. の評価結果の決定の仕方: 次の①～③のいずれかの方法で、決定してください。）

- ①評価小分科会を開催し、評価結果及び利益相反の点から問題ないことについて、審議・決定。
- ②評価小分科会内で、メール等により十分に意見交換を行った上で、評価結果及び利益相反の点から問題ないことをメール審議にて決定。（メール審議には最短で10日間かかることをご留意ください）
- ③第1回目の小分科会開催の際に、（1）小分科会委員の評価に基づいた区分Ⅰ（学術研究領域で融合領域（コード32-1、33-1、34-1）を選択した提案を除く）提案の順位についての、同一平均点の提案の順位づけ及び理由を付した順位の入れ替え、（2）区分Ⅱのコメント案のとりまとめについて、小分科会委員長に一任する旨決定する（その旨は議事録に残す）。委員長は評価結果について、利益相反の観点からも問題がないことを委員全員に確認した上で、評価結果を提出。

(参考) 応募提案の評価について (区分ごと)



※融合領域＝学術研究領域でコード32-1,33-1,34-1を選択した提案のこと